

土木学会選奨土木遺産の趣意と内容

* 選奨土木遺産の概要

賞の設立：平成 12 年度

対象：交通（道路、鉄道、港湾、河川、航空、灯標）、防災（治水、防潮、防風）、農林水産業（灌漑、干拓、排水、営林、漁港）、エネルギー（発電、炭田、鉱山）、衛生（上下水道）、産業（工業用水、造船）、軍事などの用途に供された広義の土木関連施設で、原則として、竣工後 50 年を経過したもの

選考方法：支部推薦および公募の中から土木学会選奨土木遺産委員会（委員長：天野光一）が選考する

件数：毎年 20 件程度

賞牌：青銅製の銘板（30 cm × 20 cm）を授与する

* 設立の趣意

土木学会選奨土木遺産の選考は、その工学的機能と社会に果たしてきた役割、建造にあたった技術者の尽力・先見性・使命感などの点から貴重な歴史的土木構造物を選奨土木遺産として顕彰することにより、以下のことを促してその重要性を広く社会に啓発し、ひいてはその保存に資することを目的とする。

- (1) 社会へのアピール（現在も持続する又は歴史的な社会的意義・文化的価値の啓発等）
- (2) 土木技術者へのアピール（先輩技術者の尽力・先見性・使命感に対する理解、偉業に対する尊敬の念、将来の文化財創出の認識・意欲、技術者としての責任の自覚等の喚起）
- (3) まちづくりへの活用（歴史的土木構造物が地域の自然や歴史・文化の一部として地域資産であるとの認識の喚起）
- (4) 以上の観点から、失われるおそれのある貴重な歴史的土木構造物の救済・保護の必要性のアピール